



令和 8 年度

# 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

(令和8年6月～令和9年5月)

退職等の異動届出書は翌月10日まで提出してください。

## もくじ

	ページ
●町民税・県民税・森林環境税のしくみ……………	①
●特別徴収とは……………	②
●転勤、退職等の届出について……………	③
●ゆうちょ銀行・郵便局 指定通知書……………	⑥
●特別徴収 新規該当者切替届出書(1部)……………	⑦
●給与所得者異動届出書(3部)……………	⑧⑨⑩
●所在地・名称変更届出書(1部)……………	⑪
●給与支払報告書の提出について……………	⑫

届出書は部数が少ないので、コピーするか遊佐町ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

この綴は、本年6月より来年5月の最終納入まで12ヶ月間の取扱要領と関係書類をまとめたものです。よくご覧の上、大切に保存してください。

## …… 特別徴収事務のながれ ……

### ■ 年間

5月中旬 ……令和8年度分の特別徴収税額通知等の関係書類をお送りします

6月給料日 ……令和8年度の特別徴収最初の引き去り

12月上旬 ……令和9年1月に提出する給与支払報告書総括表をお送りします

1月～4月 ……この期間中退職や休職があった場合は、本人からの申出の有無にかかわらず残りの税額を一括徴収してください

1月末日 ……給与支払報告書の提出期限です

(12月に届いた総括表を使用してください)

5月給料日 ……令和8年度の特別徴収最後の引き去り

## 遊 佐 町 役 場

町民課 課税係

〒999-8301

山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202

電 話 (0234) 72-3311(代表) 内線314・315

(0234) 72-5876(直通)

F A X (0234) 72-3224

ホームページアドレス <https://www.town.yuza.yamagata.jp/>

令和8年5月

## 特別徴収義務者様

山形県飽海郡遊佐町長  
松永裕美



令和8年度給与所得等に係る町民税・県民税・  
森林環境税の特別徴収義務者の指定について

平素より町民税・県民税・森林環境税特別徴収事務につ  
きましては、貴下をはじめ担当される方々の絶大なるご協力  
と、納税者各位の深いご理解によりまして、順調に進捗して  
おりますことを御礼申し上げます。

つきましては、令和8年度町民税・県民税・森林環境税の  
特別徴収義務者として指定し、関係書類を送付いたしますの  
で、よろしくお願いいたします。

## ●町民税・県民税・森林環境税のしくみ

### 1. 納税義務のある方

令和8年1月1日現在、遊佐町に住所がある方

※住所の認定については、住民基本台帳に記載されている方は、原則として遊佐町  
に住所があるものとします。住民基本台帳に記載されていない場合でも、現実に  
遊佐町に住所（生活の本拠地）があるときには、町民税・県民税・森林環境税が  
課税される場合があります。

### 2. 納税義務のない方

#### ●町民税・県民税

##### 均等割も所得割もかからない方

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者、ひとり親または寡婦で令和7年中(令和7年1月1日から令和7  
年12月31日)の合計所得金額が135万円(給与の収入額では2,043,999円)以下の方

##### 均等割がかからない方

- 被扶養者なし…令和7年の合計所得金額が39万円以下の方
- 被扶養者（年少扶養含む）あり…令和7年の合計所得金額が、次の算式で  
求めた金額以下の方

29万円×(本人1+被扶養者人数)+加算額17万円+10万円

〈例：扶養親族が2人の場合…29万円×3(本人1+2人)+17万円+10万円  
=114万円以下〉

##### 所得割がかからない方

- (1) 所得控除、税額控除により所得割額が算出されない方
- (2) 被扶養者なし…令和7年の総所得金額等が45万円以下の方  
被扶養者（年少扶養含む）あり…令和7年の総所得金額等が次の算式で  
求めた金額以下の方

35万円×(本人1+被扶養者人数)+加算額32万円+10万円

〈例：扶養親族が2人の場合…35万円×3(本人1+2人)+32万円+10万円  
=147万円以下〉

#### ●森林環境税

##### 森林環境税がかからない方

- 被扶養者なし…令和7年の合計所得金額が38万円以下の方
- 被扶養者（年少扶養含む）あり…令和7年の合計所得金額が、次の算式で  
求めた金額以下の方

28万円×(本人1+被扶養者人数)+加算額16.8万円+10万円

〈例：扶養親族が2人の場合…28万円×3(本人1+2人)+16.8万円+10万円  
=110.8万円以下〉

「合計所得金額」…分離して課税される所得額も含み、かつ純損失・雑損失の繰越  
控除前の所得金額の合計額  
「総所得金額」…合計所得金額から、純損失・雑損失を繰越控除した後の金額

# 特別徴収とは

## ●町民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じく、給与の支払者（特別徴収義務者）が給与の支払いを行うときに、その支払う給与から給与所得者（納税義務者）の町民税・県民税・森林環境税の月割額を徴収し、納入していただく制度をいいます。

## ●給与以外の所得があるとき

給与所得以外の所得があるときは、これらにかかる所得割の税額は原則として給与所得と合算して特別徴収することになっています。

ただし、納税者から給与所得以外の所得を普通徴収（個人納付）で納付する旨の申告書への記載がある場合は、給与所得と分離して普通徴収の方法により納付することができます。

また、令和8年4月1日現在で、65歳未満の給与所得者で公的年金に係る住民税（町民税・県民税・森林環境税）がある方については、原則として、公的年金に係る税額も給与から特別徴収することになっています。なお、申告書に普通徴収で納付する旨を記載することにより、普通徴収で納付することもできます。

令和8年4月1日現在で、65歳以上の方は、公的年金に係る税額は給与から特別徴収することはできませんので、ご注意ください。

## ●月割額の徴収方法

別途「令和8年度給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の決定通知書」に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月に支払う給与から翌年5月までの毎月、その該当する月割額を徴収し、翌月10日まで納入してください。

## ●月割額の納入場所及び納期限

徴収した月割額は、同封した「納入書」によって各金融機関、あるいはゆうちょ銀行・郵便局で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。

（6月分は7月10日まで、それ以降は順次翌月10日まで）

※日曜・祝祭日のときはその翌日、土曜のときは翌々日

### ◎町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額払込金融機関

遊佐町内	{	指定金融機関遊佐町役場派出所
		庄内みどり農協遊佐支店
山形県内	{	きらやか銀行遊佐支店
		ゆうちょ銀行
		遊佐郵便局
		藤崎郵便局
山形県外	{	高瀬郵便局
		吹浦郵便局
		県信連酒田支所
		山形銀行本(支)店
山形県外	{	庄内銀行本(支)店
		きらやか銀行本(支)店
		ゆうちょ銀行(郵便局を含む)
		東北労働金庫各支店
山形県外	{	鶴岡信用金庫本(支)店
		指定した銀行又はゆうちょ銀行(郵便局を含む)
山形県外	{	東北六県以外は指定した郵便局

## ●ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入にあたって、東北6県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、本町の金融機関として指定しなければなりませんので、当初納入する際に、「指定通知書」（本しおり6ページ）へご利用になるゆうちょ銀行店名・郵便局名及び提出年月日を記載して、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口へ提出してください。なお、前年度利用した指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので、提出の必要はありません。

## ●納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が事業所全体で常時10人未満である場合には、「特別徴収税額に係る納期の特例に関する承認申請書」を町長に対して提出し、その承認を受けた月の翌月の納入月から年2回に分けて特別徴収税額を納入することができます。

したがって、6月分（7月10日納期限）から納期の特例を受ける場合は、6月末日までに承認を受けなければなりません。

- (1) 6月から11月まで徴収した税額は、12月10日
- (2) 12月から翌年5月まで徴収した税額は、6月10日

納期の特例の承認を受けた後、給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなったときは、速やかに「特別徴収税額に係る納期の特例の要件を欠いた旨の届出書」を提出してください。届出のあった日以後の期間については、納期の特例は適用できなくなります。※「申請書」等は、遊佐町ホームページからダウンロードできます。

## ●納入が遅れた場合は

特別徴収義務者が納期限までに税額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じて延滞金が徴収されます。

また、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることになりますので、特に注意してください。

# 転勤・退職等の届出について

## ●転勤・退職等は届出を

特別徴収の方法による納税義務者になっている人に転勤・退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（本しおり8～10ページ）を提出してください。

なお、転勤の場合は新事業所を経由して、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を翌月10日までに提出してください。

また、給与支払報告書提出後、4月1日までに異動があった方については、4月15日までに「給与支払報告書に係る異動届出書」を提出しなければならないことになっています。

※ 異動対象者の居住市町村が前年に給与支払報告書を提出した居住市町村と異なるときは、その年度により課税している市町村が異なるため、それぞれの市町村に必ず提出してください。

これらの異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税者の分まで特別徴収義務者の滞納となり、また納税義務者への納税通知書の交付が遅れ、ご迷惑をかけることがありますので、遅滞なく届出書を提出してください。

## ●1月以降の退職は一括徴収を

特別徴収の方法によって納税している人が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合で、次のいずれかに該当するときは、特別徴収義務者は給与又は退職手当等の支払いをする際に、必ず残りの月割税額を一括で徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

### (1) 退職の日が6月1日から12月31日までの場合

退職する給与所得者から一括徴収の申出があり、かつ残税額を超える給与または退職金等が支払われる場合。

※ 退職者本人より申出がない場合でも、残税額を超える給与等がある場合は、できるだけ承諾を得て一括徴収での納入をお願いします。

### (2) 退職の日が1月1日から4月30日までの場合

退職の日から5月31日までに残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合は、本人からの申出がなくても一括徴収しなければなりません。

## ●新規採用者の特別徴収

1月2日以降の新規採用者等から特別徴収の申出があった場合は、「特別徴収新規該当者切替届出書」（本しおり7ページ）を作成のうえ、提出してください。

## ●特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」（本しおり11ページ）に変更事項を記入のうえ、提出してください。

※届出書は部数が少ないので、コピーして使用してください。

## ●個人番号制度導入にともなう書類提出時の本人確認について

重要な個人番号の提供を受けるにあたり、特別徴収義務者が個人事業主の場合は提出時に以下の方法で本人確認を行います。（本人以外が提出する場合は委任状をご持参ください。）

### ○本人が提出する場合（郵送により提出される場合は、下記書類の写しを同封してください。）

1. 個人番号を確認できる書類の提示（個人番号カード、個人番号の通知カードなど）
2. 本人の身元確認書類の提示
  - 1点のみで確認できるもの（個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など）
  - 2点で確認できるもの（健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳など）

### ○代理人が提出する場合（郵送により提出される場合は、下記書類の写しを同封してください。ただし、委任状は原本に限ります。）

1. 委任状（原本）の提出（法定代理人の場合は戸籍謄本、その他その資格を証明する書類）

2. 本人の個人番号を確認できる書類の原本又は写しの提示（本人の場合と同じ）

3. 代理人の身元確認の書類の提示（本人の場合と同じ。ただし、法人の場合は、社員証等もあわせて提示してください。）

※法人番号については、原則として公表され、どなたでも自由に利用できるものであることから、書類提出の際に記載された法人番号の確認等はいりません。

## 退職所得に係る特別徴収

### ●退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人の町民税・県民税は、退職手当等の支払いの際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その計算した税額を退職手当等から徴収して、納入していただくことになっております。納入申告書（納入書の裏面）に記入して納入してください。

死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その方の相続人に支給されることとなった退職手当等については、町民税・県民税においては非課税となります。

### ●特別徴収義務者は

退職手当等の支払いをする者が特別徴収義務者です。特別徴収義務者は退職手当等の支払いをする際に、その退職手当等について退職所得に係る個人の町民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

## ●納入すべき市町村は

退職所得にかかる町民税・県民税の課税は、退職手当等の支払いを受ける方（退職者）が退職した日の属する年の1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職手当等から徴収した個人の町民税・県民税は、退職者が退職した年の1月1日現在に居住する住所所在地の市町村に納入していただくことになります。

ただし、翌年1月1日以降に退職する場合は、その1月1日現在の住所所在地の市町村に納入してください。その時には、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合がありますのでご注意ください。

## ●退職所得の控除額は

勤続年数	控 除 額
20年以下	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない時は80万円)
21年以上	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合、100万円を加算した金額が控除されます。  
※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。 (例) 20年2ヶ月→21年

## ●税額の算出

平成25年1月1日以降、分離課税に係る町民税・県民税の所得割の税額は、10%（町民税6%、県民税4%）の税率を乗じて算出します。

平成25年1月1日以降の税額の算出は次のとおり

①+②=特別徴収税額

$$\boxed{\text{退職手当等収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得控除後の金額}} \times \boxed{\text{2分の1}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{①町民税6\%} \\ \text{②県民税4\%} \end{array}}$$

※勤続5年以下の役員等の税額の算出において、2分の1課税は適用されません。  
役員等とは、法人税第2条第15号に規定する役員・国会議員及び地方議会議員・国家公務員及び地方公務員をいいます。

## ●退職所得に係る町民税・県民税を納入する時は

- (1) 納入書には給与に係る「給与分」と「退職所得分」があります。  
退職所得分は必ず退職所得分の納入金額欄に記入してください。
- (2) 納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので、忘れずに記入してください。

※個人事業主の方は納入済通知書の裏面の申告書は使用しないでください。別様式がありますので、ご連絡ください。

## ゆうちょ銀行・郵便局の 指定について

特別徴収税額の納入に東北6県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、そのゆうちょ銀行・郵便局を本町の町民税・県民税・森林環境税(特別徴収)取扱店・局に指定しなければなりませんので、当初納入される際に、右の「指定通知書」にご利用になるゆうちょ銀行名・郵便局名及び提出年月日を記載して、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度に利用した指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので、提出の必要はありません。

## 指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行( )支店長様  
( )郵便局長様

山形県飽海郡遊佐町長 松 永 裕 美



貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町・県民税・森林環境税(特別徴収)取扱店・局に指定しましたので通知します。

1. 認可又は承認番号	第6098号
2. 口座番号	02220-2-961239
3. 加入者の名称	遊佐町会計管理者
4. 取りまとめ局	仙台貯金事務センター 郵便番号 980-8794

# 令和 年度 特別徴収新規該当者切替届出書

(eLTAXでも提出ができます。)

特別徴収義務者指定番号	
No	新規

年 月 日提出  遊佐町長 様	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 -												
		フリガナ 名 称											連絡者の 係及び氏名 並びにその 電話番号	係	
		代表者の 職氏名												氏名	
		法人番号													

	住 所	フリガナ 氏 名	宛名番号 (記入不要)	生年月日	普通徴収 納付済額(※1)	特別徴収 引去予定月(※2)	異動年月日	異動事由	備 考
1.				S. H ・ ・	期分まで ----- ( 円)	月分より	・ ・	1. 入社 ----- 2. その他	
2.				S. H ・ ・	期分まで ----- ( 円)	月分より	・ ・	1. 入社 ----- 2. その他	
3.				S. H ・ ・	期分まで ----- ( 円)	月分より	・ ・	1. 入社 ----- 2. その他	
4.				S. H ・ ・	期分まで ----- ( 円)	月分より	・ ・	1. 入社 ----- 2. その他	
5.				S. H ・ ・	期分まで ----- ( 円)	月分より	・ ・	1. 入社 ----- 2. その他	
6.				S. H ・ ・	期分まで ----- ( 円)	月分より	・ ・	1. 入社 ----- 2. その他	

※1 普通徴収納付済額 該当者が普通徴収で一部納付している場合、記入してください。

※2 特別徴収引去予定月 特別徴収にあたり引去が可能な月を記入してください。(予定月は提出月の翌月以降になります)

注) 二重納付を防止するため、本人宛に送付された普通徴収の町・県民税・森林環境税納税通知書を必ず同封してください。

普通徴収の納期が過ぎた分については、特別徴収に切替ができない場合があります。

この書類を受領してから税額通知が送付されるまで約2~3週間かかりますので、特別徴収の開始月は、この点を配慮の上、余裕を持って記入してください。なお、税額等について事前連絡が必要な場合は、備考欄にその旨を記入してください。

町記入欄

入 力
/

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度							
遊佐町長殿		〔 特別徴収者 〕 給与支払者	所在地								〒	特別徴収義務者 指 定 番 号								
令和 年 月 日提出			フリガナ								担 連 当 絡 者 先		宛 名 番 号							
			氏名又は名称										所 属							
			個人番号 又は法人番号												電 話		内線 ( )			
給 与 所 得 者	フリガナ								(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名														月 年		<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付) <small>右から番号を記入</small>			
	生年月日	年 月 日		月 年		月 年		月 日												
	個人番号														月 年				<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転任 <input type="checkbox"/> 3. 死亡 <input type="checkbox"/> 4. 支払 <input type="checkbox"/> 5. 合併 <input type="checkbox"/> 6. 少額 <input type="checkbox"/> 7. その他 <small>右から番号を記入</small> <small>〔事由・理由〕</small>	
	受給者番号														月 年					
	1月1日現在の住所														月 年					
異動後の住所								月 年		日										

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規) 法 人 番 号							担 当 者 連 絡 先		所 属 氏 名 電 話		内 線 ( )		受 給 者 番 号		納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 1. 必要 <input type="checkbox"/> 2. 不要 <small>右から番号を記入</small>	
	所 在 地		〒																
	フリガナ																		
氏名又は名称																			

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。			
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため <small>右から番号を記入</small>		徴収予定月日							徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月 日		円	

3. 普通徴収の場合										※ 町 記 入 欄			
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため <small>右から番号を記入</small>												

- この届出書は給与の支払を受けなくなった方がいる場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに必ず提出してください。(電子申告eLTAXでも提出できます。)
- 1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
- 複写してご使用ください。なお、町ホームページから様式をダウンロードできます。

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度						
遊佐町長殿		〔 特別徴収者 給与支払者 〕	所在地	〒							特別徴収義務者 指定番号								
令和 年 月 日提出			フリガナ								宛名番号								
			氏名又は名称								担 連 当 者 先	所 属							
			個人番号 又は法人番号											氏 名					
										電 話		内 線 ( )							
給 与 所 得 者	フリガナ								(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名																		
	生年月日	年 月 日																	
	個人番号																		
	受給者番号																		
	1月1日 現在の住所														□ 月から □ 月まで	□ 月から □ 月まで	□ 年 □ 月 □ 日	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転任 <input type="checkbox"/> 3. 死亡 <input type="checkbox"/> 4. 支払 <input type="checkbox"/> 5. 合併 <input type="checkbox"/> 6. 少額 <input type="checkbox"/> 7. その他 <small>〔事由・理由〕</small>	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 <small>(本人納付)</small>
	異動後の 住所														円	円	円		

1. 特別徴収継続の場合																	
新 しい 勤 務 先 ( 特別 徴 収 義 務 者 )	特別徴収義務者 指定番号		(新規) 法人番号									新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を □ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所在地		〒							担 当 者 連 絡 先	所 属				受 給 者 番 号		
	フリガナ										氏 名					納 入 書 の 要 否 <small>(新規の場合のみ記載)</small>	
氏名又は名称									電 話		内 線 ( )						

2. 一括徴収の場合																
理 由	□ 右 か ら 番 号 を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため							徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 □ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。			
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため							月 日		円					

3. 普通徴収の場合														
理 由	□ 右 か ら 番 号 を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため							※ 町 記 入 欄					
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため												
		3. 死亡による退職であるため												

- この届出書は給与の支払を受けなくなった方がいる場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに必ず提出してください。(電子申告eLTAXでも提出できます。)
- 1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
- 複写してご使用ください。なお、町ホームページから様式をダウンロードできます。

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度					
遊佐町長殿		〔 特別徴収者 給与支払者 〕	所在地								〒	特別徴収義務者 指定番号						
令和 年 月 日提出			フリガナ								宛名番号							
			氏名又は名称								担 連 絡 先	所属						
			個人番号 又は法人番号											氏名				
												電話		内線 ( )				
給 与 所 得 者	フリガナ								(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法				
	氏 名																	
	生年月日	年 月 日																
	個人番号																	
	受給者番号																	
	1月1日 現在の住所																	
	異動後の 住所																	

1. 特別徴収継続の場合															
新 しい 勤 務 先 ( 特 別 徴 収 義 務 者 )	特別徴収義務者 指定番号		(新規) 法人番号									新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所在地		〒							担 当 者 連 絡 先	所属				
	フリガナ										氏名				
	氏名又は名称										電話		内線 ( )		
												受給者番号			
												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合															
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日							徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。			
			月 日							円					

3. 普通徴収の場合															
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため									※ 町 記 入 欄					

- この届出書は給与の支払を受けなくなった方がいる場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに必ず提出してください。(電子申告eLTAXでも提出できます。)
- 1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
- 複写してご使用ください。なお、町ホームページから様式をダウンロードできます。



## 令和8年分給与支払報告書の提出について（お願い）

### 1. 提出期限：令和9年2月1日(月)

※事務処理の都合上、なるべく早目に提出して下さるようご協力をお願いします。

2. 提出先：〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地  
遊佐町役場 町民課課税係 (TEL 0234-72-5876 直通)

3. 提出するもの：①「給与支払報告書(個人別明細書)」1枚  
②「給与支払報告書(総括表)」

※「個人別明細書」1枚を受給者の所在する市町村ごとにまとめ、その一番上に「総括表」をつけて、それぞれの市町村に提出してください。なお、このときに源泉徴収票と間違えないようにお願いします。源泉徴収票は本人に交付してください。

4. 注意事項：①「給与支払報告書(個人別明細書)」については、年末調整の対象とならない人(中途退職された方、日雇いで年調していない方など)の分も提出してください。

②記載された受給者の住所(令和9年1月1日現在のもの)に誤りがあると重複課税になる恐れがありますので、記載には十分注意してください。(令和9年1月1日現在の住民登録している住所を受給者に確認の上作成するようにお願いします。)

③特別徴収をしている事業所で、季節雇用などのため普通徴収を希望される方の分は、仕切りをつけるなどして特別徴収の分と区別し、その旨を明示してください。

問い合わせ先 **遊佐町役場 町民課課税係** TEL 0234-72-5876 (直通)

### 【参考】酒田税務署、隣接市役所・町役場の所在地

◆酒田税務署	酒田市光ヶ丘2-2-36	〒998-8633	TEL 0234-33-1450
◆山形市	山形市旅籠町2-3-25	〒990-8540	TEL 023-641-1212
◆酒田市	酒田市本町2-2-45	〒998-8540	TEL 0234-22-5111
◆鶴岡市	鶴岡市馬場町9-25	〒997-8601	TEL 0235-25-2111
◆庄内町	庄内町余目字町132-1	〒999-7781	TEL 0234-43-2211
◆三川町	三川町大字横山字西田85	〒997-1301	TEL 0235-66-3111
◆にかほ市	にかほ市象潟町字浜ノ田1	〒018-0192	TEL 0184-43-3200

裏面が特普の仕切りとなっておりますので、切り取ってご利用ください。

※特別徴収・普通徴収の仕切り紙としてお使いください。

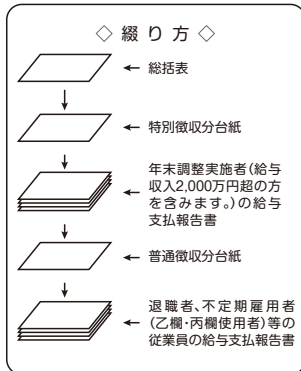
# ①特別徴収分

(住民税を給与から天引きする人)

人

年末調整実施者(給与収入2,000万円超の方を含みます。)の給与支払報告書に、この台紙をつけてください。

※ 特別徴収を希望される乙欄で源泉徴収した従業員は、給与支払報告書の摘要欄に「特別徴収希望」と朱書きで記入し、特別徴収分に区分してください。



# ②普通徴収分

(住民税を給与から天引きできない人)

人

退職者、不定期雇用者(乙欄・丙欄で源泉徴収)等の従業員の給与支払報告書に、この台紙をつけてください。

※普通徴収人数内訳

普通徴収 切替理由	人数
総受給者数が2人以下	人
他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
給与支払額が少なく住民税額を引ききれない人	人
給与の支払期間が不定期な人	人
事業専従者(個人事業主のみ該当)	人
退職者・退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人

※ 上記以外の従業員で特別徴収が著しく困難な場合、給与支払報告書の摘要欄に理由を必ず記載してください。

【摘要欄の記入例】 普通徴収  
(理由 3月〇〇日退職 3月〇〇日より育休 等)

※ 普通徴収で提出された場合でも、地方税法に従って特別徴収に区分させていただく場合があります。

